

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 新潟市 〇〇区長

請求者 住所 新潟市〇〇区〇〇〇

氏名 △△ △△

証明書交付請求書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第12項の規定により、次の
団体に関する告示された事項の証明書_____枚の交付を請求します。

告示事項の証明を求める団体名及び事務所の所在地

自治会名

所在地 新潟市〇〇区〇〇〇〇〇

・認可地縁団体に係る告示事項証明書の交付にあたり、以下の住所の表示を希望します。

☐代表者等の住所を表示

☐過去の代表者全員の住所を表示

参考

地方自治法施行規則の一部を改正する省令(令和8年総務省令第86号)により、令和8年10月1日より以下のとおりとなります。

・市町村長は、法第260条の2第12項の規定に基づき、同条第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付請求があったときには、改正省令第18条の3第1項の認可地縁団体台帳であって、次のアからオまでに掲げる事項を表示しない措置を講じたものを交付しなければならない。ただし、これらの事項のうち、市町村（都においては特別区、指定都市においては区）名までの情報は、表示する。（第21条第2項関係）

ア 認可地縁団体の代表者又は代表者であった者の住所

イ 裁判所により選任された認可地縁団体の代表者の職務代行者又は職務代行者であった者の住所

ウ 認可地縁団体の代表者の代理人又は代理人であった者の住所

エ 認可地縁団体の清算人又は清算人であった者の住所

オ 認可地縁団体の主な事務所の所在地（アからエまでに掲げる住所と同一の場合に限る。）

・前記アからエまでに掲げる者が法第260条の2第12項の規定による請求者であって、当該者が住所を表示することを希望する旨を申し出た場合その他市町村長が必要と認める場合には、市町村長は住所を表示することが適当でないと認める場合を除き、当該者の住所を表示して交付することができる。（第21条第3項関係）

請求者本人確認 ☐